

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	たい、はも、あなごはえ縄	2	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・整理番号1に係るもの
令和7年6月13日から令和7年7月12日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・整理番号1に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。